

## 申請書の概要

本年8月30日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社から提出された南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書における同2社の主張の概要は以下のとおり。

(注)申請者は、本邦における電解二酸化マンガンの唯一の生産者である。

## 1. 不当廉売された貨物の輸入が継続又は再発するおそれ

(1) 対象国から、電解二酸化マンガンが、正常価格を下回る価格で輸出されている。

電解二酸化マンガンの価格（アルカリ電池の正極材用の場合）

輸出価格	141,133～142,926円/トン
正常価格	150,552～188,046円/トン

(注)正常価格とは、輸出国における消費のための通常の商取引における価格その他これに準ずるもの

(2) 対象国は、余剰供給能力を抱えており、課税期間が延長されなければ、これを日本向け輸出の生産に振り向ける可能性がある。

よって、課税期間満了後、不当廉売された貨物の輸入が継続し又は再発するおそれがある。

## 2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続又は再発するおそれ

(1) 不当廉売された貨物の輸入量

※ 電解二酸化マンガンのみを対象とした輸入通関統計は存在しないため、申請書では、二酸化マンガンの輸入数量が示されている（二酸化マンガンの輸入数量のほとんどは、電解二酸化マンガンであると考えられる。）。

(単位：トン)

	平成19年度	平成21年度	平成23年度	対21年度増減率(%)
3か国からの輸入量	10,592	2,027	8,033	296.3

(出典：財務省貿易統計)

(2) 本邦産業の状況を示す指標

(平成19年度=100)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国内販売価格	139	126	136	138
市場占拠率(数量)	192	256	185	157
国内販売量	148	193	183	158
国内生産量	108	105	109	104
稼働率	108	104	109	104
営業利益	412	203	450	295

(注) 主な指標を申請書より抜粋

(3) 各損害指標は、平成20年度からの不当廉売関税の課税後に一時的に改善したが、不当廉売された貨物の輸入の増加により指標の多くが悪化。

なお、平成21年度の営業利益は、会計上の影響(在庫評価)により押し下げられた異常値。

よって、課税期間満了後、本邦産業に与える実質的な損害が継続し又は再発するおそれがある。

3. よって、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長を求める。